

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の登録制度の改正に伴う事項

一 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（以下「法」という。）第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。 （第一条の三第一項関係）

二 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には法第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第十一条第三項又は公職選挙法施行令第一条の三第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。 （第一条の三第二項関係）

三 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等のうち年齢満十七年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満十八年になるものを調査し、選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならないものとする。 (第十一条関係)

四 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七条第一項又は第二項の規定による表示をされた者が法第二十条第一項に規定する者に該当するに至ったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないものとする。 (第十六条関係)

五 指定病院等における不在者投票を実施することができる施設に、少年鑑別所を追加すること。 (第五十条及び第五十五条関係)

第二 選挙人名簿のオンライン対照に関する事項

一 市町村の選挙管理委員会が、各投票区の投票管理者にその投票区の区域に係る選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を送付する方法に加え、当該事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機

から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすること。

(第二十八条第一項第二号関係)

二 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該市町村の選挙管理委員会が管理するその投票区の区域に係る選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法(以下「オンライン対照の方法」という。)により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合には、当該投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、当該電子情報処理組織を使用して当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置く措置を講ずるとともに、当該事項を送付する措置を講ずるものとする。 (第二十八条第一項第三号関係)

三 投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを確認する方法として、選挙人名簿又はその抄本と対照する方法及び選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法に加え、オンライン対照の方法を可能とすること。 (第三十五条第一項

関係)

四 投票管理者が、法第五十五条又は第五十六条の規定により選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送致する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法に加え、当該事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすること。(第四十四条の二第一項関係)

五 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、オンライン対照の方法により選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならないものとする。(第四十四条の二第二項関係)

六 投票管理者が、選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致することを要しないときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てをオンライン対照の方法により行った場合であつて、五の措置を講じたときとすること。(第四十四条の二第四項関係)

七 六の場合においては、投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の

事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならぬものとする。 (第四十四条の二第六項関係)

八 開票管理者が、選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を市町村の選挙管理委員会に返付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該市町村の選挙管理委員会に送付する方法に加え、当該事項を当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすること。 (第七十五条第二項関係)

九 オンライン対照の方法等について、共通投票所を設ける場合、期日前投票及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例を設けること。 (第四十八条の三、第四十九条の七及び第六十五条の十三関係)

第三 共通投票所に関する事項

一 法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合について、必要な読替え規定を設けるものとする。 (第四十八条の三関係)

二 市町村の選挙管理委員会は、法第四十一条の二第三項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる

場合には、直ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないものとする。 (第四十九条関係)

三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票について、必要な読替え規定を設けるものとする。 (第六十五条の十三第一項及び第二項関係)

第四 期日前投票及び不在者投票に関する事項

一 期日前投票所の投票管理者の職務代理者については、選挙権を有する者の中から選任しなければならないものとする。 (第四十九条の七関係)

二 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないものとする。 (第四十九条の九関係)

三 市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、第四百四十二条の二第一項に規定する不在者投票管理者等に対して行

う行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができるものとする
こと。(第百四十二条の二第二項関係)

第五 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日(平成二十八年六月十九日)から施行するものとする。ただし、第一の三は平成二十八年六月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下「新令」という。)の規定(新令第一条の三、第十条、第十五条及び第十六条の規定を除く。)は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二条第一項関係)

一 項関係)

三 その他所要の規定の整備を図るものとする。こと。